

田原市告示第57号



本市管内で、下記のとおり漂流物の拾得があったので、水難救護法（明治32年法律第95号）第25条第2項の規定に基づき告示する。

令和6年8月30日

田原市長 山下 政良



記

1 拾得物件

漁網

長さ25m

2 拾得場所

田原市伊良湖町地先（伊良湖水道海域）

3 拾得年月日

令和6年8月27日

4 拾得届出人

海上保安庁第四管区海上保安本部鳥羽海上保安部

5 保管場所

田原市加治町石井戸40（旧田原市立加治保育園）